

## ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 10 期）の策定等について

健康福祉政策課

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定している「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）」が、令和8年（2026年）度末で終期を迎えることから、次期計画となる「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第10期）」の策定を進めます。なお、策定にあたりましては、令和6年（2024年）1月に施行された認知症基本法において、市町村での策定が努力義務とされている「認知症施策推進計画」を包含する内容とするものです。

また、令和8年（2026年）度までの現行計画のさらなる推進に向け、認知症への理解促進に向けた取り組みの充実を図るほか、必要な介護人材の確保にもつながるよう、今年度、新たに大阪府の補助金を活用した、介護事業所による「ケアプランデータ連携システム」の利用を促進し、介護現場の生産性の向上に取り組めます。



## 2. 内容

### (1) ひらかた高齢者保健福祉計画21（第10期）の策定

#### ①主要内容

老人福祉法の規定により、市町村は、確保すべき福祉事業のサービス量の目標などを示した「老人福祉計画」及び、介護保険法の規定により、被保険者数や認定者数の推計のほか、介護給付等の介護保険対象サービスや必要量の見込み、介護保険料などを盛り込んだ「介護保険事業計画」を、整合性をもって策定することが義務づけられていることから、本市におきましては、これまでから、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に「ひらかた高齢者保健福祉計画21」として策定してきました。

また、令和6年に施行された「認知症基本法」では、国の示す「認知症施策推進基本計画」を基本として、地域の実情に即した「認知症施策推進計画」の策定が市町村の努力義務とされたことから、次期計画においては、その内容も包含し、既存の認知症施策の整理や今後の取り組みの方向性などを盛り込む予定としています。

#### ひらかた高齢者保健福祉計画 21 で定める事項

##### 【老人福祉計画で定める事項】

老人福祉事業（老人デイサービスセンター等の老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業）の量の目標

##### 【介護保険事業計画で定める事項】

- ①日常生活圏域の設定
- ②各年度における種類ごとの介護サービスの見込量
- ③各年度における地域支援事業の見込量
- ④自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止及び介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標 など

#### 国の「認知症施策基本計画」の基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の促進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等
- ⑨認知症施策の策定に必要な調査の実施 など

## ②策定準備

### ア. アンケート調査の実施

計画策定の審議に際し、高齢者の状況や介護サービスの現状等について把握するため、「在宅介護実態調査」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「高齢者の健康づくり等に関する実態調査」、「介護保険サービス等に関する実態調査」の4アンケート調査を実施します。

なお、第8期及び第9期の計画策定に係るアンケート実施の際に、回答率が少なく、対象者への再依頼等を行うことで回答数の確保を図ったことから、市ホームページ・SNS等による周知、ケアマネジャー等支援関係者への周知を図るほか、アンケート送付対象数を増やし、多くの高齢者の声が反映できるよう取り組みます。

| 調 査 名              | 内 容                                                                | 調 査 対 象                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 在宅介護実態調査           | 国が示す調査票に基づき、要介護者の在宅生活の継続など介護サービスのあり方を検討（令和7年9月から認定調査員による聞き取り調査を実施） | 要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している市内在住者600人※ <sup>1</sup>    |
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査   | 国が示す調査票に基づき、要介護リスクに影響を与える日常生活の状況を把握・分析                             | 要介護認定を受けていない市内在住者（要支援認定者は含む）1,560人※ <sup>2</sup> |
| 高齢者の健康づくり等に関する実態調査 | 市独自のアンケートとして、各種事業の適切な運営に向け、各地域における介護予防や社会参加の状況等から課題やニーズを把握         | 要支援・要介護認定を受けていない市内在住者1,950人※ <sup>2</sup>        |
| 介護保険サービス等に関する実態調査  | 市独自のアンケートとして、介護保険サービスの利用実態や要支援・要介護状態になった原因等について把握                  | 要支援・要介護認定を受けている市内在住者1,950人※ <sup>2</sup>         |

※1 600人からの有効回答が得られるまで聞き取りを実施

※2 調査対象数は、統計的に必要な標本数を確保するため、過去の回収率等を加味して算出

#### 【参考】第8期及び第9期計画策定の調査結果

| 調査名                | 調査票配布数 | 第8期の有効回答数 | 第9期の有効回答数 |
|--------------------|--------|-----------|-----------|
| 在宅介護実態調査           | —      | 693件      | 661件      |
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査   | 1,300件 | 892件      | 926件      |
| 高齢者の健康づくり等に関する実態調査 | 1,300件 | 873件      | 839件      |
| 介護保険サービス等に関する実態調査  | 1,300件 | 755件      | 706件      |

## イ. 認知症当事者等から意見の把握

認知症施策の推進においては、「新しい認知症観※」の考え方を踏まえ、認知症当事者の声を尊重することが重要であることから、認知症カフェ等に職員が出向き、認知症当事者等の声を直接聴くとともに、当該計画の審議を行う「枚方市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」にも認知症の当事者等に参画いただく予定です。

また、今年度は、昨年度に続き、認知症当事者等を対象としたアンケートを実施予定であり、その内容等については、昨年度の取り組み等も踏まえ、改めて同専門分科会で検討していただく予定としております。

※「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

## (2) ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）のさらなる推進

### ①認知症への理解促進

「新しい認知症観」の理解促進とともに、認知症への理解を深めるため、認知症当事者の思いを伝える場を設けるとともに、認知症の方が安心して暮らせるよう、認知症バリアフリーの推進に資する、以下の事業を実施します。

#### 【実施内容】

##### ア. 認知症の理解促進のための普及啓発イベントの開催

市民一人ひとりが自分事として認知症に備えることを目的に、認知症当事者と当事者を支える関係者を招き、講演会を開催します。

##### イ. 企業向け認知症啓発動画の作成

企業の従業者が認知症を正しく理解できるよう、また、家族の介護をきっかけとした離職防止や認知症当事者となっても働き続けられるサポート体制などを知る機会としてもらえるよう、認知症啓発動画を作成し、広く周知啓発に取り組みます。

##### ウ. 企業に向けた認知症バリアフリーの取組の推進

認知症の人やその家族が安心して店舗やサービスを利用できる環境づくりに向け、ひらかたポイント協力店を中心に、日本認知症官民協議会が作成する業種別「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」等を活用した店舗での取り組み方などについて周知し、必要な支援を行います。

## ②「ケアプランデータ連携システム」の利用促進（介護現場の生産性の向上）

これまでケアマネジャーが在籍する「居宅介護支援事業所」とサービスを提供する「介護サービス事業所」間においては、紙書類によるケアプラン等のやり取りにより、手作業による転記ミスや書類を直接届けることによる時間的ロス等が発生し、事業所の負担となっていました。が、「ケアプランデータ連携システム」を導入することで、事業所間のデータでの送受信が可能となり、迅速な情報共有や転記が不要になるといった事務負担の軽減が期待できます。

当該システムは、令和5年（2023年）4月から運用が開始されましたが、本市において活用している居宅介護支援事業所等は3%（令和7年6月時点）に留まっていることから、さらなる介護サービスの質の向上や介護職員の負担軽減、生産性の向上を図るため、一般社団法人枚方市介護支援専門員連絡協議会への委託により、市内の介護事業所等への当該システムの導入を支援するものです。

### 【実施内容】

#### ア．集合研修の実施

ケアプランデータ連携システムの全体像を理解することで導入意欲を高めるため、導入した事業所の体験談もメニューに含んだ研修会を開催します。

#### イ．導入支援の実施

導入への意欲の高まりからスムーズな運用開始をサポートするため、個別訪問等による各事業所の状況に応じた導入支援を行います。

#### ウ．フォローアップ体制の構築

継続したシステムの運用を支援するため、フォローアップ研修や個別相談対応などを行うフォローアップ体制を構築します。

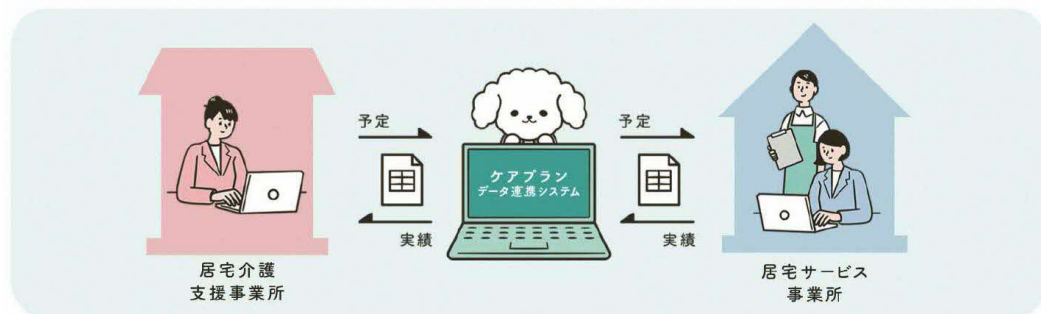


## 《ケアプランデータ連携システムのイメージ図》

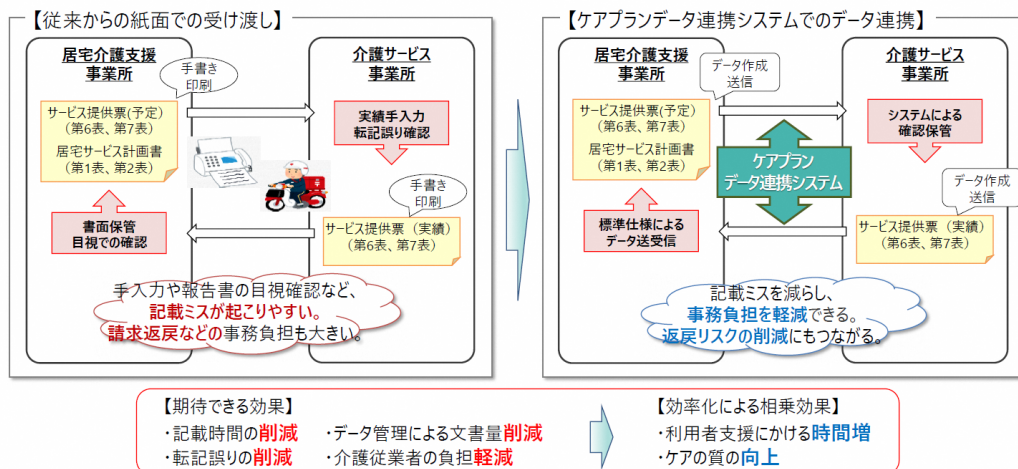
令和6年6月26日 地域公共団体／国民健康保険団体連合会向けオンラインセミナー資料抜粋

# ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



「ケアプランデータ連携システム」をご利用いただくことで、**給付事務作業の削減**が図れます。



## ケアプランデータ連携システム

### 3つのメリット

#### かんたん



計画書(1表、2表)や  
提供票データ(6表、7表)といった  
CSVファイルなどを  
ドラッグ&ドロップするだけで  
送信準備完了。  
郵送やFAXなどの送付の手間  
から解放されます。

#### あんしん



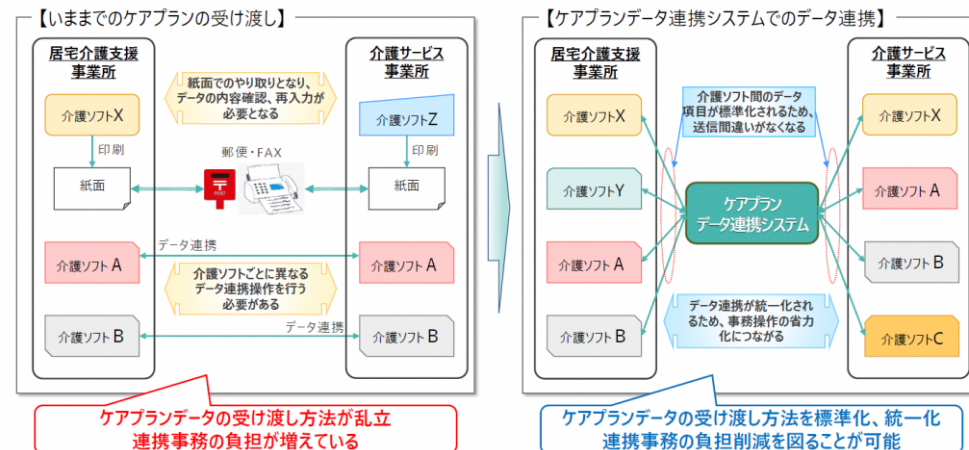
記載ミスや書類不備が減り、  
手戻りが減少。  
介護報酬請求で使用されている  
セキュリティ方式を採用し、  
安全性は万全。  
導入から運用まで、  
安心のサポート体制を提供します。

#### さくげん



やりとりにかかる業務時間を  
約1/3に抑えられる  
研究結果があります。  
費用については、ライセンス料  
21,000円の投資で  
年間約80万円の削減が見込めます。

「ケアプランデータ連携システム」をご利用することで、**連携作業の標準化、一元化**が図れます。



### 3. 実施時期等

|                    | (1) ひらかた高齢者保健福祉計画21(第10期)の策定                                    | (2) ひらかた高齢者保健福祉計画21(第9期)のさらなる推進                                                     |                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                                                                 | ①認知症への理解促進                                                                          | ②「ケアプランデータ連携システム」の利用促進                                                              |
| 令和7年<br>(2025年) 9月 | 在宅介護実態調査実施                                                      |                                                                                     | ケアプランデータ連携システムの周知を開始                                                                |
| 10月                | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施                                              | 認知症啓発動画の作成委託<br>ひらかたポイント協力店等への啓発の開始                                                 | ケアプランデータ連携システムに関する集合研修の開催                                                           |
| 11月                | 枚方市社会福祉審議会へ諮問                                                   |  | 導入支援の開始                                                                             |
| 12月                | 高齢者実態アンケート調査実施<br>認知症当事者等への調査実施                                 |                                                                                     | フォローアップの開始                                                                          |
| 令和8年<br>(2026年) 2月 |                                                                 |                                                                                     |                                                                                     |
| 3月                 |                                                                 |                                                                                     |                                                                                     |
| 11月                | 市民福祉委員協議会に計画(素案)の報告                                             |  |  |
| 12月                | 計画素案について市民意見聴取                                                  |                                                                                     |                                                                                     |
| 令和9年<br>(2027年) 1月 | 枚方市社会福祉審議会より答申                                                  |                                                                                     |                                                                                     |
| 2月                 | 市民福祉委員協議会に計画(案)及び介護保険料改定方針の報告                                   |                                                                                     |                                                                                     |
| 3月                 | 認知症施策推進計画を包含したひらかた高齢者保健福祉計画21(第10期)の策定<br>令和9年3月議会に介護保険条例改正議案提出 |                                                                                     |                                                                                     |



## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 6. 誰もがいつまでも心身ともに健康で暮らせるまち

9. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち



## 5. 関係法令・条例等

- ・ 老人福祉法
- ・ 介護保険法
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- ・ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

## 6. 事業費、財源及びコスト

|      | (1) ひらかた高齢者保健福祉計画21(第10期)の策定                                                                                                          | (2) ひらかた高齢者保健福祉計画21(第9期)のさらなる推進                                       |                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                                                                                                       | ①認知症への理解促進                                                            | ②「ケアプランデータ連携システム」の利用促進                                                          |
| 事業費  | 介護保険特別会計<br>【令和7年度】6,727千円<br>(当初予算計上済)<br>【令和8年度】9,416千円<br>(債務負担行為)                                                                 | 一般会計<br>【令和7年度】2,000千円<br>(9月補正予算計上予定)                                | 一般会計<br>【令和7年度】8,470千円<br>(9月補正予算計上予定)                                          |
| 支出内訳 | 【令和7年度】<br>計画策定に係る委託料:4,708千円<br>アンケート等郵送料に係る通信運搬費等:<br>2,019千円<br>【令和8年度】<br>計画策定に係る委託料:9,416千円<br>(債務負担行為)<br>※委員報酬については、一般財源から別途支出 | 【令和7年度】<br>周知啓発の動画作成等に係る委託料:<br>1,570千円<br>講演会の実施に係る報償費等:430千円        | 【令和7年度】<br>研修や導入支援に係る委託料:<br>8,470千円                                            |
| 財源   | 【令和7年度】<br>交付金:3,000千円<br>(人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金:補助率10/10(条件あり))<br>一般財源:3,727千円<br>【令和8年度】<br>一般財源:9,416千円<br>(債務負担行為)            | 【令和7年度】<br>補助金:2,000千円<br>(介護保険事業費補助金(認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業):補助率10/10) | 【令和7年度】<br>補助金:8,470千円<br>(大阪府ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業補助金:補助率10/10(上限額あり)) |